

かわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

「特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の特例の創設」

令和6年1月1日に、能登半島地震が起きました。最大震度は7でマグニチュードは7.6だったとのこと。この原稿を書いている令和6年1月8日現在、まだ被害の全容はわかっておらず、今後犠牲者はさらに増える見込みです。被災者の皆様には心よりお見舞い申し上げる次第ですが、ここでは、昨年度の令和5年度に創設された「特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失に係る純損失の繰越控除及び雑損失の繰越控除の特例」について、概要を記したいと思います。

「(1) 事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失（以下「特定被災事業用資産の損失」といいます。）を有する者の特定被災事業用資産の損失による純損失の金額及び特定非常災害発生年において生じた純損失の金額のうち次に掲げるものの繰越期間が5年（改正前：3年）とされました。

- ① 青色申告者でその有する事業用資産等の価額のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、特定非常災害発生年において生じた純損失の金額
- ② 青色申告者以外の者でその有する事業用資産等の価額のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、特定非常災害発生年において生じた被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る損失による純損失との合計額

「(2) 居住者の有する住宅家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間が5年（改正前：3年）とされました。」

(以上、財務省「令和5年度税制改正の概要」所得税法等の改正より引用。)

令和6年1月8日時点では、能登半島地震は「特定非常災害」に指定されていませんが、報道などから見ると、おそらく指定されることになると思われます。

そうすると、今回の地震により生じた損失の繰越期間が通常の間3年間から5年間に延長されることになると思われます。

被災者の方は、現在このようなことを考えている場合ではないと思いますが、落ち着きましたら、このような制度が昨年の令和5年に創設されていることを知り、ご利用になるのが良いかと思われます。

2024年1月9日 K.K